



令和5年10月23日

坂東市長 木村 敏文 様

坂東市公共事業再評価委員会
委員長 田村 光子



坂東市における公共事業の再評価に関する意見について

当委員会は、坂東市公共事業再評価委員会条例第2条の規定に基づき、市が実施する公共事業の対応方針案等について、事業の進捗状況や社会情勢の変化及び各委員の専門的見地を踏まえ慎重に審議を行いました。審議対象事業及び市から示された対応方針案及び考え方に対する本委員会の意見について、下記のとおり取りまとめましたので具申します。

今後、市におかれましては、本委員会の意見を十分に尊重され、なお一層の効率的、効果的な事業執行に努められることを期待します。

記

1 審議対象事業について

市から提出のあった再評価実施事業一覧表に記載された次の3事業を審議対象事業とした。

- (1) 旧猿島庁舎（さしま窓口センター）
- (2) 法務局証明サービスセンター事業
- (3) 岩井福祉センター事業

2 対応方針案に対する意見

審議対象事業	(1) 旧猿島庁舎（さしま窓口センター）
市が示す対応方針案及び考え方	見直し
	現在の状況を解消するため、敷地全体について有効活用等を含めた方針を検討する。 老朽化し、非耐震である猿島庁舎の建物は解体する方向とする。

意見	対応方針案の考え方を修正する。
	本委員会は、市から提出された事業の再評価資料及びその説明に基づき慎重に審議した結果、対応方針案の考え方に下記のとおり修正を加えるよう求める。
修正案	<p>現在の状況を解消するため、敷地全体について有効活用等を含めた方針を検討する。</p> <p>老朽化し、非耐震である猿島庁舎の建物は解体する方向とする。</p> <p>現在のさしま窓口センター機能は維持するとともに、利用者の利便性の向上に努めることとする。</p>

審議対象事業	(2) 法務局証明サービスセンター事業
市が示す対応方針案及び考え方	見直し
	<p>現状の利用状況(受益者が限定される)等を考慮すると、当市のみが敢えて749万円の財政負担をする意義は薄いと考えられる。当該事業を廃止し、得られた財源(749万円)を、より優先すべき行政課題の財源に充てることが、実質的な行政サービスの向上に繋がると思われる。</p> <p>廃止時期は、機器のリース契約の違約金が発生しない令和8年1月とすることが、財政運営面からも、廃止に向けた周知期間等の確保の観点からも、妥当であると考えます。</p>
意見	対応方針案及び考え方は妥当とする。
	本委員会は、市から提出された事業の再評価資料及びその説明に基づき慎重に審議した結果、対応方針案及び考え方は妥当とする。

審議対象事業	(3) 岩井福祉センター事業
市が示す対応方針案及び考え方	見直し
	<p>現在の利用状況は、社会福祉協議会の事務所、高齢者を対象とした生涯学習、公民館活動的な機能が主となっており、設置当初の役割は終了したと思われる。</p> <p>老朽化による施設の改修が必要となっているが、多額の</p>

	財政負担が生じるため、現施設の機能の他施設等での代替について検討するなど、抜本的な見直しが必要である。
意見	対応方針案及び考え方は妥当とする。
	本委員会は、市から提出された事業の再評価資料及びその説明に基づき慎重に審議した結果、対応方針案及び考え方は妥当とする。